

第60期定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

事業報告

主要な営業所

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制の運用状況

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書


連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

 **日本ハウズイング株式会社**

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。

1. 主要な営業所 (2024年3月31日現在)

① 当社

本社	東京都新宿区新宿一丁目31番12号
札幌支店	北海道札幌市北区北七条西一丁目1番地5
札幌南支店	北海道札幌市厚別区厚別中央一条六丁目2番15号
盛岡支店	岩手県盛岡市大通三丁目3番10号
仙台支店	宮城県仙台市青葉区堤町一丁目1番2号
仙台南支店	宮城県仙台市若林区新寺一丁目4番5号
郡山支店	福島県郡山市本町一丁目17番25号
新潟支店	新潟県新潟市中央区天神一丁目17番1号
高崎支店	群馬県高崎市八島町265番地
大宮支店	埼玉県さいたま市大宮区吉敷町一丁目62番
浦和支店	埼玉県さいたま市南区南本町一丁目17番1号
川口支店	埼玉県川口市並木二丁目25番3号
所沢支店	埼玉県所沢市日吉町14番3号
川越支店	埼玉県川越市新富町一丁目3番5号
越谷支店	埼玉県越谷市弥生町3番33号
船橋支店	千葉県船橋市湊町一丁目3番1号
津田沼支店	千葉県習志野市津田沼一丁目10番40号
千葉中央支店	千葉県千葉市中央区富士見一丁目15番8号
柏支店	千葉県柏市柏一丁目5番11号
柏第二支店	千葉県柏市柏一丁目5番11号
江東支店	東京都江東区富岡二丁目9番11号
錦糸町支店	東京都墨田区江東橋一丁目12番8号
葛西支店	東京都江戸川区西葛西六丁目10番12号
北千住支店	東京都足立区千住仲町40番10号
浅草支店	東京都台東区雷門一丁目16番4号
池袋支店	東京都豊島区池袋二丁目14番4号
練馬支店	東京都練馬区石神井三丁目20番14号
成増支店	東京都板橋区成増一丁目30番13号
赤羽支店	東京都北区赤羽一丁目2番1号
東京南支店	東京都港区芝三丁目24番21号
城南支店	東京都大田区蒲田五丁目24番2号
東京西支店	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目33番3号
立川支店	東京都立川市錦町三丁目1番16号
町田支店	東京都町田市森野一丁目35番1号
海老名支店	東京都町田市森野一丁目35番1号

横浜支店	神奈川県横浜市西区北幸二丁目15番10号
関内支店	神奈川県横浜市西区北幸二丁目15番10号
新横浜支店	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目6番1号
川崎支店	神奈川県川崎市幸区堀川町580番地
上大岡支店	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号
溝の口支店	神奈川県川崎市高津区久本三丁目3番2号
登戸支店	神奈川県川崎市高津区久本三丁目3番2号
藤沢支店	神奈川県藤沢市藤沢496番地
戸塚支店	神奈川県藤沢市藤沢496番地
静岡支店	静岡県静岡市葵区伝馬町9番地の10
沼津支店	静岡県沼津市大手町三丁目2番15号
名古屋支店	愛知県名古屋市中区東区泉一丁目2番3号
京都支店	京都府京都市下京区四条通新町東入月鉾町62番地
大阪支店	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番8号
大阪北支店	大阪府大阪市淀川区宮原五丁目1番24号
神戸支店	兵庫県神戸市中央区磯辺通三丁目1番7号
岡山支店	岡山県岡山市北区蕃山町3番7号
広島支店	広島県広島市南区出汐二丁目3番18号
北九州支店	福岡県北九州市小倉北区鍛冶町一丁目1番1号
福岡支店	福岡県福岡市博多区冷泉町10番21号

② 子会社及び関連会社

日本コミュニティー株式会社	東京都新宿区新宿一丁目35番10号
カテリーナサービス株式会社	東京都新宿区新宿一丁目35番10号
三光エンジニアリング株式会社	東京都江戸川区松江三丁目9番19号
山京ビルマネジメント株式会社	北海道札幌市中央区北三条西三丁目1番地
株式会社サーフ	東京都練馬区豊玉上二丁目2番5号
株式会社亜細亜総合防災	東京都江戸川区江戸川三丁目41番地
株式会社伊勝	神奈川県横浜市鶴見区生麦一丁目5番3号
株式会社メイセイ	埼玉県草加市長栄二丁目2番地4
株式会社NHファシリティーズ	千葉県市原市八幡海岸通1番地
ハウズイング合人社北海道株式会社	北海道札幌市北区北七条西一丁目1番5号
ハウズイング合人社沖縄株式会社	沖縄県那覇市松山二丁目1番12号
株式会社レインボウ	神奈川県横浜市中区日本大通60番地
東京都保全股份有限公司	台湾
Pan Pacific Services Company Limited	ベトナム
Pan Pacific Company Limited	ベトナム
PROPELL INTEGRATED PTE LTD	シンガポール

2. 会計監査人の状況

- ① 名称 EY新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	55百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	55

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額は合計額で記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、東京都保全股份有限公司、Pan Pacific Services Company Limited、Pan Pacific Company Limited、PROPELL INTEGRATED PTE LTDは、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けておりません。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社定款において会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めており、当社と会計監査人は、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

3. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、下記のとおり決議しております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の基礎として、企業活動指針及びコンプライアンス規定を定め、規範体系を明確にし、取締役、執行役員及び使用人の職務執行におけるコンプライアンス体制の確立を図ることとする。また、日常業務における具体的遵守事項を示したコンプライアンスマニュアルを制定することとする。

社長直轄のコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備・維持を図ることにより、内部統制システムの維持・向上を推進することとする。関係担当部署は、必要に応じて、規則等の策定、研修の実施を行うものとする。

内部監査部門として、執行部門から独立した業務監査室を置くこととし、内部監査規定に基づく監査を実施することとする。コンプライアンス委員会は、業務監査結果も踏まえ、コンプライアンス体制の整備に努めることとする。

法令違反行為の早期発見と是正を図るため、法令違反行為等に関する相談・通報を役職員が直接行う手段として、人事総務部及び監査役会を窓口とする内部通報制度（ヘルプライン）を設けるとともに、公益通報者保護に関する規定を定め、通報者の保護を徹底する。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切の関係を遮断する。また反社会的勢力対策規定を制定し、社内研修等を通じて社内に周知していくとともに、反社会的勢力から接触があった場合には、必要に応じ警察その他関係機関と連携して組織的な対応を行う。

財務報告の信頼性と適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備がある場合は必要な是正を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存については、文書管理規定に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎として、リスク管理規定を定め、同規定に従ったリスク管理体制を構築する。社長直轄の組織としてリスク管理委員会を設置し、全社的なリスクの事前回避、発生時の対応等リスク管理全般の問題について、適宜顧問弁護士等外部の意見も参考に対応する体制とする。また、大規模災害等緊急事態が発生した場合は、社長を本部長とする対策本部を設置し、損害の拡大を防止し最小限に止める体制とする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催して、法定事項や経営に関する重要事項を審議するとともに、相互に情報を交換し取締役間の連携を図るものとする。また、社長及び執行役員を中心に構成される経営会議において、業務執行に関する重要事項について協議し、社長の業務執行を補佐することとする。

執行役員制度を導入し「経営の意思決定・監督機能」と「業務執行機能」を分離することにより、事業環境の変化に迅速かつ効率的・効果的に対応できる経営体制を構築する。

取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規定、業務分掌規定において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めることとする。

⑤ 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

イ.子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、当社が定める関係会社管理規定において、当社グループとして一体性を確保するため、子会社に対し、経営の管理・指導を行うとともに、一定事項について、経営会議等で定期的に報告を求められることができる。

当社は子会社に、子会社が業績、財務状況、その他業務上の重要事項について、当社に報告するため、子会社が原則として月1回開催する取締役会に当社の取締役、執行役員または使用人の出席を求めることができる。

ロ.子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社において、不正の行為または法令、定款、もしくは社内規定に違反する重大な事実、その他リスク管理上懸念のある事実が発見された場合、子会社の取締役及び監査役は、当社リスク管理委員会に報告するものとする。当社リスク管理委員会が、子会社から報告を受けた場合、速やかに事実関係を調査の上、リスク回避、軽減その他必要な措置を講じることとする。

ハ.子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社グループ中期経営計画を策定し、当社グループとして達成すべき目標を明確化することとする。

当社は、子会社の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正を確保するため、子会社の取締役及び監査役には、当社の取締役、執行役員及び使用人を一定数兼務させることとする。

当社グループは、原則として、共通の会計システムを導入することにより、グループ経営の一体性を維持することとする。

ニ.子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は子会社に対し、企業活動指針を遵守させるとともに、当社と同等の適切なコンプライアンス管理体制を実現するための必要な指導及び支援を行うこととする。

当社は子会社に対し、内部監査規定に基づく監査を実施することとする。

当社グループは、法令違反行為の早期発見と是正を図るため、法令違反行為等に関する相談・通報を役職員が直接行う手段として、当社の人事総務部及び監査役会を窓口とする内部通報制度（ヘルプライン）を当社グループに適用するとともに、公益通報者保護に関する規定により、通報者の保護を徹底することとする。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役から補助人を置くことを要請された場合は、速やかに監査役の補助の任にあたる使用人を定め、その使用人が任にあたることとする。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役補助者である使用人については、取締役からの独立性を確保するため、その任命、解任、人事異動等については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとする。
- ⑧ 6号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の補助の任にあたる使用人は、他部署の使用人を兼務せず、専ら監査役の指揮命令に従うこととする。

当社は監査役の補助の任にあたる使用人に対し、監査役に同行して、当社の取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保することとする。

当社は監査役の補助の任にあたる使用人に対し、監査役に同行して、代表取締役社長や会計監査人との意見交換の場に参加する機会を確保することとする。

- ⑨ 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

イ.当社の取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制

取締役、執行役員及び使用人は、会社の業務や業績に影響を与える重要な事項または法令等に違反する事実等コンプライアンス上問題がある事項について、規定に基づきコンプライアンス委員会、公益通報窓口または監査役会に報告を行うこととする。

取締役及び執行役員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、自ら直ちに監査役に報告するとともに、規定に基づく社内報告を行うこととする。前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び執行役員等に対して報告を求めることができることとする。

ロ.子会社の取締役・監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けたものが当社の監査役に報告するための体制

子会社の取締役、監査役及び使用人は、会社の業務や業績に影響を与える重要な事項または法令等に違反する事実等コンプライアンス上問題がある事項について、当社コンプライアンス委員会、公益通報窓口または監査役会に報告を行うこととする。

子会社の取締役及び監査役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、自ら直ちに当社の監査役に報告することとする。また、当社の監査役はいつでも必要に応じて、子会社の取締役及び監査役に対して報告を求めることができる。

- ⑩ 監査役へ報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役へ報告した当社グループの取締役、執行役員、監査役及び使用人に対し、通報または相談したことを理由として、解雇その他いかなる不利益取扱いも受けないものとし、報告者を保護することとする。
- ⑪ 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとする。
- ⑫ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
監査が実効的に行われることを確保するための体制として、内部監査部門である業務監査室の監査結果について監査役に報告することとする。

4. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
「コンプライアンス規定」に則り、コンプライアンス委員会を原則毎月開催している。また、「コンプライアンスマニュアル」を、規定等の変更に併せて内容を一部見直している。
本社員スタッフには月1回以上、現場スタッフには年2回以上コンプライアンス研修を実施している。
業務監査室は「内部監査規定」に則り、各部支店に対し、原則としてあらかじめ定められた監査計画に基づき、定期的に継続して内部監査を実施している。
法令違反等に関する相談・通報がなされた場合は「公益通報者保護に関する規定」に則り、通報者の保護に努めている。
反社会的勢力への対策として、「反社会的勢力対策規定」を策定し、社内への周知を徹底するとともに、必要に応じて警察その他関係機関と連携して組織的な対応を行っている。
- ② 取締役職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会や経営会議の議事録等の書類については、「文書管理規定」に則り、その保存に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理している。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規定」に則り、リスク管理委員会を原則毎月開催している。会議に際しては、事業経営に与えるリスクの洗い出しや重要なリスクを特定し、それをモニタリングしていくことで、適宜は正措置を講じている。

また、主に大地震を想定した事業継続計画（BCP）を整備するとともに、年2回訓練を実施し、社内への浸透を図る他、適宜見直しを行っている。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は原則月1回以上開催している。会議に際しては、法定事項や経営に関する重要事項を審議するとともに、取締役相互の意見交換の場として活用されている。また、経営会議を原則月1回以上開催し、執行役員を含め業務執行に関する重要事項について協議している。

執行役員は「執行役員規定」に則り、取締役会及び取締役社長の統轄の下に職務執行を行っている。

⑤ 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

イ.子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社は当社経営会議において、原則中間・期末の計2回業績について報告している。

子会社が原則として月1回開催する取締役会には、原則当社の取締役または執行役員が出席し、適宜意見を述べている。

ロ.子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループにおいて、不正行為等の事実は発見されていないため、当社リスク管理委員会への報告はされていない。

ハ.子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は中期経営計画を策定し、子会社ごとに達成すべき目標を明確にしている。

子会社の取締役及び監査役には、原則として、当社の取締役及び執行役員が一定数兼務している。

当社グループには、原則として、共通の会計システムを導入し管理を行っている。

ニ.子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループに対しては、当社の企業活動指針を遵守させるとともに、子会社連絡会を開催し、コンプライアンスに関する指導・支援を行っている。

業務監査室は「内部監査規定」に則り、原則としてあらかじめ定められた監査計画に基づき、定期的に継続して当社グループに対し内部監査を実施している。

当社グループには、法令違反等に関する相談窓口としてコンプライアンス委員会を設置し、運用されている。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役会の管轄下に監査役室を設置し、監査役室長が使用人として監査役を補助する体制となっている。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役を補助する使用人の取締役からの独立性を確保するため、その任命、解任、人事異動等については、監査役会の同意を得た上で当社取締役会が決定する体制となっている。
- ⑧ 6号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役を補助する使用人については、他部署の使用人を兼務せず、専ら監査役の指揮命令に従うこと、監査役に同行して、社内の重要な会議に出席する機会を確保すること、代表取締役社長や会計監査人との意見交換の場に参加する機会を確保する等の体制となっている。
- ⑨ 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
当社グループの取締役、執行役員及び使用人が、会社の業務や業績に影響を与える重要な事項または法令等に違反する事実等コンプライアンス上問題がある事項を知った場合、「コンプライアンス規定」に則り、コンプライアンス委員会に報告する。また、職制ラインが機能していない場合は、公益通報窓口や監査役会に報告する体制となっている。
- ⑩ 監査役へ報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
「公益通報者保護に関する規定」に則り、会社は通報者等が通報または相談したことを理由に、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならないと定めている。
- ⑪ 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いを請求した場合、前払いを行う体制となっている。なお、当事業年度においては前払い等を行った実績はない。
- ⑫ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
業務監査室は、当社グループの内部監査結果について、定期的に監査役に報告している。

連結株主資本等変動計算書

(2023年 4月 1日から)
(2024年 3月 31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2023年 4月 1日 期首残高	2,492	1,871	37,948	△2	42,311
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,543		△1,543
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			995		995
自 己 株 式 の 取 得					
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	△548	-	△548
2024年 3月 31日 期末残高	2,492	1,871	37,400	△2	41,762

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2023年 4月 1日 期首残高	47	484	50	582	920	43,814
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△1,543
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						995
自 己 株 式 の 取 得						
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	4	186	235	426	99	525
連結会計年度中の変動額合計	4	186	235	426	99	△22
2024年 3月 31日 期末残高	51	670	286	1,008	1,019	43,791

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数……………21社
- (2) 主要な連結子会社の名称……………日本コミュニティー株式会社
東京都保全股份有限公司
- (3) 主要な非連結子会社の名称等……………主要な非連結子会社はありません。
(連結の範囲から除いた理由)
非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

- (1) 持分法適用の関連会社の数……………3社
- (2) 主要な会社等の名称……………ハウズイング合人社沖繩株式会社

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項……………連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。但し、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

イ. 市場価格のない株式等以外のもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ロ. 市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

イ. 未成工事支出金……………個別法による原価法

ロ. 原材料及び貯蔵品……………主として個別法による原価法

ハ. 販売用不動産……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除く)……………主として定率法
但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
- ② 無形固定資産(リース資産を除く)……………定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………売掛債権その他債権の貸倒に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ③ 工事損失引当金……………受注工事の損失に備えるため、受注工事のうち、当連結会計年度末時点で損失が発生すると見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能な工事について翌連結会計年度以降の損失見込額を計上しております。
- ④ 工事補償損失引当金……………請負、監理した工事の瑕疵に要する費用に充てるため、将来の見積り補償額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

① マンション管理事業

「マンション管理事業」は、分譲マンションの管理員業務、清掃・設備管理・保全の各業務、管理組合の決算・運営補助業務等マンションの総合的管理業務を行っております。

管理業における顧客との履行義務は、実施計画に基づいて会社が管理業務を実施することにより、契約期間において一定水準に管理された状態を提供することであります。

その為、契約に基づき履行義務が充足するにつれて一定期間にわたり収益を認識しております。

② ビル管理事業

「ビル管理事業」は、ビルの環境衛生清掃・保安警備・受付・設備管理・保全の各業務、ビルの総合的管理業務、人材派遣業務、保険代理店業務及び薬局・教習所の運営業務を行っております。

ビル管理事業はマンション管理事業と概ね同質の履行義務である為、顧客との契約に基づき履行義務が充足するにつれて一定期間にわたり収益を認識しております。

③ 不動産管理事業

「不動産管理事業」は、オーナー所有物件の建物管理・賃貸管理代行及びサブリース業務、不動産の売買・仲介業務に加え、社有物件の賃貸運営業務を行っております。

建物管理及び賃貸管理代行については、マンション管理事業と同質の履行義務である為、顧客との契約に基づき履行義務が充足するにつれて一定期間にわたり収益を認識しております。

不動産売買、仲介業務はそれぞれ物件の引き渡し、契約の成立をもって履行義務が充足する為、一時点で収益を認識しております。

サブリース及び社有物件の賃貸運営業務についてはリース取引に関する会計基準に基づき収益を認識しております。

④ 営繕工事業

「営繕工事業」は、マンション共用部分及びビルの建物・設備営繕工事並びに外壁塗装工事等の大規模修繕工事に加え、専有部分のリフォーム工事及び新築工事を行っております。

営繕工事は顧客との契約に基づき履行義務が充足するにつれて一定期間にわたり収益を認識しており、その進捗率の見積方法は見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で算出しております。

ただし、小規模の修繕工事等、工期のごく短い工事については完全に履行義務が充足した一時点で収益を認識しております。

(5) のれん償却方法及び償却期間……………のれんは20年以内の合理的な償却期間を設定し、定額法により償却しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法……………退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法……………数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（2～5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第43号2022年8月26日 企業会計基準委員会）を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

工事損失引当金の計上について

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

工事損失引当金 260百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

工事損失引当金の計上は受注工事の損失に備えるため、翌連結会計年度以降に工事損失の発生が見込まれ、且つ、その金額を合理的に見積ることのできる工事について、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失を算出し工事損失引当金として計上しております。

工事損失引当金は見積工事原価総額が請負金額を上回ると予想される場合、引当が必要となります。また、工事損失引当金の見積りにおいては、資材価格や労働単価の変動が予想し難い状況下において、受注時だけでなく、工事の進捗途中にも実行予算の見直しを行い、決算日における最善の見積りを行っております。しかし、着工後の設計変更や天災、工期延長による採算悪化等が発生した場合には、当連結会計年度に見積った金額と異なる可能性があるため、翌連結会計年度に係る連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	4百万円
土地	17百万円
計	22百万円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	－百万円
長期借入金	－百万円
計	－百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 9,606百万円

3. 受取手形裏書譲渡高 2百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 64,320,000株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株 式 の 種 類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2023年6月29日 定 時 株 主 総 会	普通株式	771	12.00	2023年3月31日	2023年6月30日
2023年11月8日 取 締 役 会	普通株式	771	12.00	2023年9月30日	2023年12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
次のとおり付議いたします。

決 議 予 定	株 式 の 種 類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年6月27日 定 時 株 主 総 会	普通株式	771	12.00	2024年3月31日	2024年6月28日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画及び資金計画に照らして、必要な資金を調達することとしており、その調達方法は銀行借入による間接金融、または株式発行等による直接金融による方針であります。また、資金運用については預金等に限定しております。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に純投資目的として保有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

長期性預金は、満期日において元本金額が全額支払われる安全性の高い金融商品ではありますが、デリバティブ内包型預金で当該契約は金利の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

借入金には主に営業取引に係る資金調達であり、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、各事業部門における営業部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高管理を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

長期性預金については、満期日において元本金額が全額支払われる安全性の高い金融商品ではありますが、デリバティブ内包型預金で当該契約は金利の変動リスクに晒されているため、定期的に時価を把握する体制をとっております。

デリバティブ取引の執行・管理については、経営企画部長及び経営企画部財務担当者が取引の都度及び定期的に経営陣に報告をしており、また、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、信用度の高い金融機関とのみ取引を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき経営企画部が適時に資金繰り計画を作成・更新するなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券			
其他有価証券 (* 2)	160	160	—
(2) 長期性預金 (* 3)	300	300	0
資産計	460	460	0

(* 1) 現金、預金、受取手形、売掛金、支払手形、買掛金及び短期借入金については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(* 2) 市場価格のない株式等 (連結貸借対照表計上額0百万円) は、「(1) 投資有価証券 其他有価証券」には含まれておりません。

(* 3) 長期性預金は、連結貸借対照表の投資その他の資産の「その他」に含まれております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	160	－	－	160
資産計	160	－	－	160

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期性預金	－	300	－	300
資産計	－	300	－	300

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期性預金

元利金の合計金額を同様の新規預金を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都及びその他の地域において、賃貸用のオフィスビルや住宅等を保有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は259百万円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
5,677百万円	844百万円	6,522百万円	7,305百万円

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は為替換算差額（39百万円）、自社使用から賃貸等不動産への用途変更（1,017百万円）、償却資産の増加（2百万円）であり、主な減少額は減価償却費（189百万円）、賃貸不動産の売却（23百万円）であります。
3. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定書に基づく金額、その他の物件については、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額であります。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				
	マンション 管理事業	ビル 管理事業	不動産 管理事業	営繕工事業	計
売上高					
一時点で移転される財	1,030	3,364	1,299	24,404	30,099
一定の期間にわたり移転される財	58,414	12,554	2,899	38,952	112,820
顧客との契約から生じる収益	59,445	15,919	4,199	63,357	142,920
その他の収益	—	466	1,728	234	2,429
外部顧客への売上高	59,445	16,385	5,927	63,592	145,350

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「4.会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約残高

契約資産の残高は以下の通りであります。

契約資産 5,598百万円

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末時点で残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

なお、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については、注記の対象に含めておりません。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	5,294
1年超	3,272
合計	8,566

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 665円06銭
2. 1株当たり当期純利益 15円48銭

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、2024年5月9日開催の取締役会において、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO) (注)の一環として行われるマルシアンホールディングス合同会社による当社の普通株式に対する公開買付けに関して、2024年5月9日時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。なお、当該取締役会決議は、本公開買付け及びその後の一連の手続を経て当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものであります。

(注) 「マネジメント・バイアウト(MBO)」とは、買収対象会社の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

株主資本等変動計算書

(2023年 4月 1日から)
(2024年 3月 31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	其 他 利 益 剰 余 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
2023年 4月 1日 期首 残高	2,492	2,293	2,293	79	5,800	27,709	33,589	△2	38,373
事 業 年 度 中 の 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当						△1,543	△1,543		△1,543
当 期 純 利 益						1,090	1,090		1,090
自 己 株 式 の 取 得									
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)									
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	△452	△452	—	△452
2024年 3月 31日 期末 残高	2,492	2,293	2,293	79	5,800	27,256	33,136	△2	37,920

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2023年 4月 1日 期首 残高	45	45	38,418
事 業 年 度 中 の 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△1,543
当 期 純 利 益			1,090
自 己 株 式 の 取 得			
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	2	2	2
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	2	2	△450
2024年 3月 31日 期末 残高	47	47	37,967

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式……………移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等以外のもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・未成工事支出金……………個別法による原価法
- ・貯蔵品……………最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)……………主として定率法

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)……………定額法

- ① ソフトウェア……………自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- ② 顧客基盤……………10年以内の合理的な償却期間を設定し、定額法により償却を行っております。

(3) リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………売掛債権その他債権の貸倒に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法……………退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

- ② 数理計算上の差異の費用処理方法……………数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（2～5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。

(4) 工事補償損失引当金……………請負、監理した工事の瑕疵に要する費用に充てるため、将来の見積り補償額を計上しております。

(5) 債務保証損失引当金……………債務保証等による損失に備えるため、被保証先の財政状況を勘案して計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

① マンション管理事業

「マンション管理事業」は、分譲マンションの管理員業務、清掃・設備管理・保全の各業務、管理組合の決算・運営補助業務等マンションの総合的管理業務を行っております。

管理業における顧客との履行義務は、実施計画に基づいて会社が管理業務を実施することにより、契約期間において一定水準に管理された状態を提供することであります。

その為、契約に基づき履行義務が充足するにつれて一定期間にわたり収益を認識しております。

② ビル管理事業

「ビル管理事業」は、ビルの環境衛生清掃・保安警備・受付・設備管理・保全の各業務及びビルの総合的管理業務を行っております。

ビル管理事業はマンション管理事業と同質の履行義務である為、顧客との契約に基づき履行義務が充足するにつれて一定期間にわたり収益を認識しております。

③ 不動産管理事業

「不動産管理事業」は、オーナー所有物件の建物管理・賃貸管理代行及びサブリース業務、不動産の売買・仲介業務に加え、社有物件の賃貸運営業務を行っております。

建物管理及び賃貸管理代行については、マンション管理事業と同質の履行義務である為、顧客との契約に基づき履行義務が充足するにつれて一定期間にわたり収益を認識しております。

不動産売買、仲介業務はそれぞれ物件の引き渡し、契約の成立をもって履行義務が充足する為、一時点で収益を認識しております。

サブリース及び社有物件の賃貸運営業務についてはリース取引に関する会計基準に基づき収益を認識しております。

④ 営繕工事業

「営繕工事業」は、マンション共用部分及びビルの建物・設備営繕工事並びに外壁塗装工事等の大規模修繕工事に加え、専有部分のリフォーム工事を行っております。

営繕工事は顧客との契約に基づき履行義務が充足するにつれて一定期間にわたり収益を認識しており、その進捗率の見積方法は見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で算出しております。

ただし、小規模の修繕工事等、工期のごく短い工事については完全に履行義務が充足した一時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる事項

退職給付に係る会計処理……………退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更に関する注記)

「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第43号2022年8月26日企業会計基準委員会)を当事業年度の期首から適用しております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	4百万円
土地	17百万円
計	22百万円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定長期借入金	－百万円
長期借入金	－百万円
計	－百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

4,399百万円

3. 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入金等に対し債務保証を行っております。

株式会社サーフ	33百万円
PROPELL INTEGRATED PTE LTD	3,789百万円

4. 関係会社に対する金銭債権・債務

関係会社に対する金銭債権・債務は区分掲記したもののほか次のものがあります。

(1) 短期金銭債権	2,190百万円
(2) 長期金銭債権	－百万円
(3) 短期金銭債務	893百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

(1) 売上高	282百万円
(2) 仕入高	7,147百万円
(3) 営業取引以外の取引高	47百万円

2. 関係会社株式評価損

シンガポールの子会社PROPELL INTEGRATED PTE LTD株式の実質価額が低下し、その回収可能性が認められないことから、実質価額が低下している部分について「関係会社株式評価損」を計上しております。

3. 貸倒引当金繰入額

シンガポールの子会社PROPELL INTEGRATED PTE LTDが債務超過となったことを受け、当社から同社への貸付金に対して「貸倒引当金繰入額」を計上しております。

4. 債務保証損失引当金繰入額

シンガポールの子会社PROPELL INTEGRATED PTE LTDが債務超過となったことを受け、同社の金融機関からの借入金等に対して「債務保証損失引当金繰入額」を計上しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当 事 業 年 度 期 首 の 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 当 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 の 株 式 数
普通株式	7,400株	－株	－株	7,400株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主 な 原 因 別 の 内 訳

繰延税金資産

賞与引当金	395百万円
退職給付引当金	54百万円
役員退職慰労金	12百万円
会員権評価損	72百万円
貸倒引当金	459百万円
減損損失	58百万円
関係会社株式評価損	896百万円
債務保証損失引当金	718百万円
その他	399百万円

繰延税金資産小計 3,069百万円

評価性引当額※ △2,260百万円

繰延税金資産の合計 808百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△16百万円
前払年金費用	△114百万円
繰延税金負債の合計	△131百万円

繰延税金資産の純額 677百万円

※評価性引当額の変動の主な要因は、債務保証損失引当金、関係会社株式評価損及び貸倒引当金に係る評価性引当額の増加によるものです。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	山京ビルマネジメント(株)	直接 100.0	役員の兼任 資金の援助	資金の貸付	80	短期貸付金	179
				利息の受取	3	関係会社長期 貸付金	390
子会社	(株)伊勝	直接 90.0	資金の援助	資金の貸付	1,120	短期貸付金	500
				利息の受取	3	—	—
子会社	PROPELL INTEGRATED PTE LTD	直接 100.0	役員の兼任 資金の援助	銀行借入等 に対する 債務保証	6,137	債務保証損失 引当金 (注) 2	2,347
				資金の貸付	1,407	短期貸付金	1,457
				利息の受取	40	短期貸倒 引当金 (注) 3	1,457

取引価格及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他取引条件は市場実勢を勘案し、交渉の上決定しております。なお、資金の貸付につきましては、担保は受入れておりません。
2. シンガポールの子会社PROPELL INTEGRATED PTE LTDが債務超過となったことを受け、同社の金融機関からの借入金等に対して債務保証損失引当金を計上しております。
3. シンガポールの子会社PROPELL INTEGRATED PTE LTDが債務超過となったことを受け、当社から同社への貸付金に対して貸倒引当金を計上しております。

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社等	小佐野投資(株)	—	役員の兼任	不動産の借	12	前払費用	0

取引価格及び取引条件の決定方針等

(注) 価格その他取引条件は市場実勢を勘案し、交渉の上決定しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、連結注記表（収益認識に関する注記）に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 590円36銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 16円96銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

連結注記表（重要な後発事象に関する注記）に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。